

平成25年度公立学校教職員の人事行政状況調査について(概要)

平成27年1月30日(金)

1. 分限処分 (平成25年4月1日～平成26年3月31日)

- 教育職員の精神疾患による病気休職者は、5,078人(0.55%)で、依然として高水準
(平成24年度 4,960人(0.54%))
 - ・ 日々の学習指導や生徒指導に加え、事務的な業務などによって、強いストレスを感じている者も存在する。
 - ・ 文部科学省では、メンタルヘルス対策に関し、教育委員会や公立学校共済組合と連携し、調査研究事業の実施や相談窓口の周知等に取り組んでいる。

2. 懲戒処分 (平成25年4月1日～平成26年3月31日)

- ① 体罰により懲戒処分等を受けた者は、3,953人(0.43%)で、平成24年度と比べてほぼ倍増
(平成24年度 2,253人(0.24%))
〔懲戒処分410人、
訓告等3,543人〕
〔懲戒処分176人、
訓告等2,077人〕
 - ・ 国立・私立も調査を行っており、国立は5人(0.09%)、私立は217人(0.26%)となっている。
 - ・ 体罰により懲戒処分等を受けた者が多いのは、平成24年度の体罰調査を踏まえて判明した体罰事案の処分が平成25年度に行われたこともあるのではないかと考える。
- ② わいせつ行為等により懲戒処分等を受けた者は、200人を超過 (平成24年度 187人(0.02%))
 - ・ 懲戒処分等を受けた者は205人(0.02%)で、調査開始以降、初めて200名を超過。
 - ・ 児童生徒や同僚教職員に不適切な内容を含んだ電子メールの送信など、文書・画像等による性的ないやがらせの増加が見られる。(平成25年度19件 平成24年度は6件)

3. 管理職登用等

- ① 平成26年4月1日現在の女性の校長は、4,771人(14.1%)で、増加傾向
(平成25年4月1日現在 4,697人(13.8%))
- ・ 女性の副校長は707人(19.4%)、教頭は5,385人(15.9%)で、平成25年4月1日現在から割合が増加。
(平成25年4月1日現在 女性の副校長 696人(19.2%)、女性の教頭 5,398人(15.8%))
 - ・ 各任命権者において、能力実証の上、積極的に女性の管理職への登用に努めてきた結果と考えられる。
- ② 平成25年度の希望降任制度による降任者数は、273人(0.38%)で、増加傾向
(平成24年度 237人(0.33%))
- ・ 校長が9人(0.03%)、副校長・教頭が107人(0.28%)、主幹教諭が157人(0.80%)。

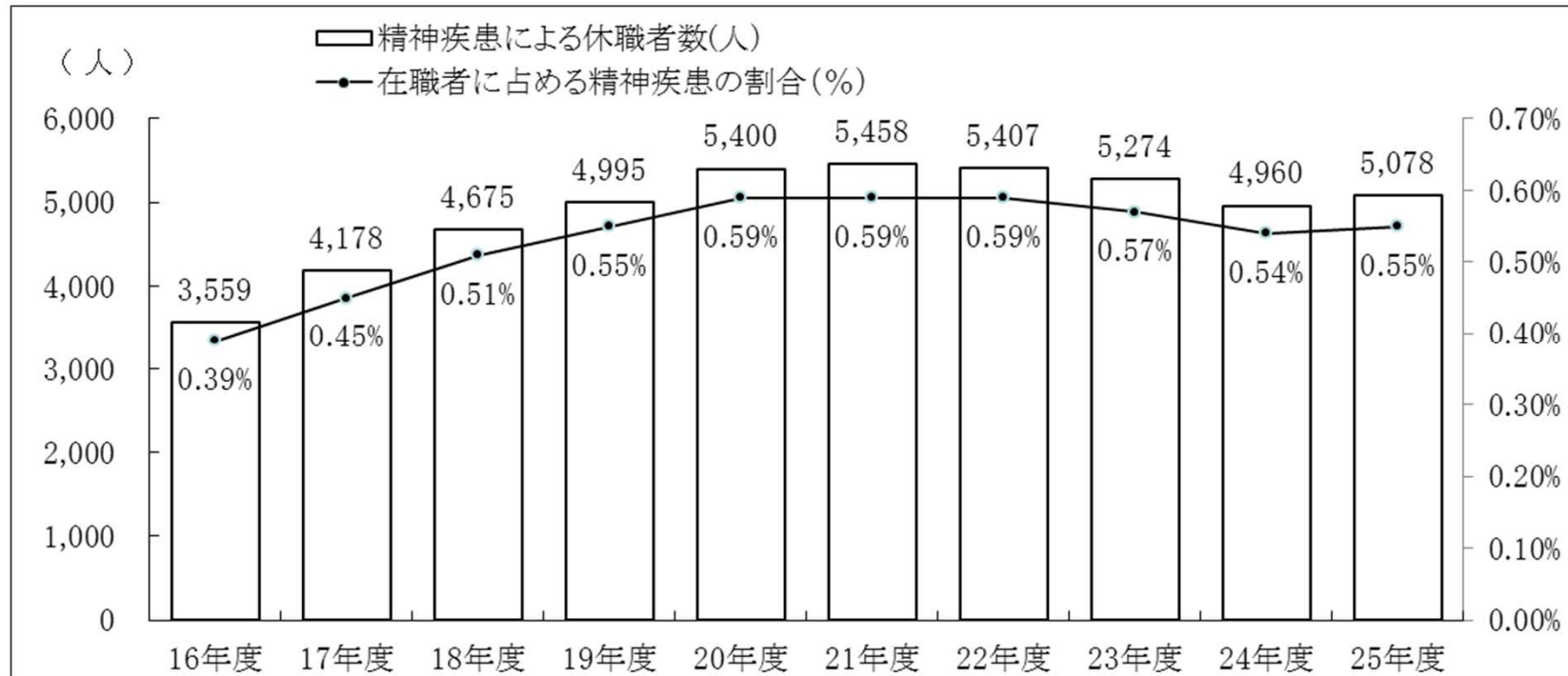
1. 教育職員の精神疾患による病気休職者数(平成25年度)

○教育職員(※)の精神疾患による病気休職者数(5,078人、全教育職員のうち0.55%)は、19年度以降、5,000人前後で推移しており、依然として高水準。

(※)公立の小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校における校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、講師、実習助手及び寄宿舎指導員(総計919,717人(平成25年5月1日現在))

○試し出勤等の復職支援に全教育委員会(67教委)が取り組み、復職後のフォローアップ(52教委)(参考:24年度 51教委)等に取り組む教育委員会も増加。

※教育職員の精神疾患による病気休職者数等の推移(平成16年度～平成25年度)



2. 教育職員の懲戒処分等(平成25年度)

○教育職員の懲戒処分者は1,162人、全教育職員のうち0.13%で過去10年間と同程度である。(参考:15年度 0.15%)

・体罰(410人)・交通事故(284人)・わいせつ行為等(180人)が主な処分事由。

((参考)過去10年間の最多年度 19年度:12,887人、1.41% 主な事由:北海道、札幌市における争議行為(11,893人))

○訓告等を受けたのは8,332人、0.91%であり、平成24年度と同程度(参考:24年度 9,859人、1.07%)

・体罰(3,543人)・交通事故(2,813人)が主な理由。

((参考)24年度に訓告等を受けた者 体罰(2,077人)、交通事故(2,939人))

○懲戒処分又は訓告等を受けたのは9,494人、1.03%(24年度:10,828人、1.17%)。

((参考)過去10年間の最多年度 19年度:17,490人、1.91% 主な事由:北海道、札幌市における争議行為(13,617人))

・体罰により懲戒処分等を受けた者は、3,953人(0.43%)で、平成24年度(2,253人(0.24%))と比べてほぼ倍増。

((参考)平成25年度 懲戒処分410人、訓告等3,543人 平成24年度 懲戒処分176人、訓告等2,077人)

・わいせつ行為等により懲戒処分等を受けた者は、205人(0.02%)で、調査開始以降、初めて200名を超過。

((参考)過去10年間の最多年度 15年度:196人)

(単位:人)

年度	懲戒処分					訓告等	総計
	免職	停職	減給	戒告	合計		
25年度	196 (0.02%)	212 (0.02%)	340 (0.04%)	414 (0.05%)	1,162 (0.13%)	8,332 (0.91%)	9,494 (1.03%)
24年度	208 (0.02%)	148 (0.02%)	247 (0.03%)	366 (0.04%)	969 (0.11%)	9,859 (1.07%)	10,828 (1.17%)
23年度	180 (0.02%)	157 (0.02%)	188 (0.02%)	335 (0.04%)	860 (0.09%)	3,459 (0.38%)	4,319 (0.47%)

※括弧内は在職者に占める懲戒処分者又は訓告等を受けた者の割合(%)

3. 女性管理職(校長、副校長及び教頭)の割合 (平成26年4月1日現在)

- 女性の校長は、4,771人(14.1%)で、増加傾向。
女性の副校長は707人(19.4%)、教頭は5,385人(15.9%)で、平成25年4月1日現在と比較して割合が増加。
- 教育委員会において、能力実証を行った上で、管理職としての任用時に勤務地の配慮を行うなど、仕事と家庭の両立が図られる職場環境を整えることで、女性管理職の登用が可能となるよう努めてきた結果と考えられる。

※職種別の女性管理職の割合(平成17年度～平成26年度)

